

「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次答申）及び建築基準制度のあり方（第四次答申）」について
「脱炭素社会の実現に向けた、建築物の省エネ性能の一層の向上、CO₂貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進
及び既存建築ストックの長寿命化の総合的推進に向けて」の概要

I. はじめに	我が国は、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言。我が国のエネルギー消費量の約3割、木材需要の約4割を占める建築物分野においても、省エネルギーの徹底、吸収源対策としての木材利用拡大、既存建築ストックの長寿命化を図ることが必要	
II. 建築物の省エネ性能の一層の向上	(1)新築建築物における省エネ基準への適合の確保に関する現状と課題 ・省エネ性能の向上を図る上で、新築時の省エネ基準への適合の確保による省エネ性能の底上げが基本（現行：中大規模非住宅建築物に基準適合義務） ・2025年度までに、原則全ての建築物に基準適合義務範囲を拡大すると政府方針 ・省エネ基準に適合した建築物が一般化（小規模非住宅建築物：89%、住宅81%）	・住宅を含む原則全ての建築物に省エネ基準への適合を義務付け（2025年度以降新築） ・省エネ基準への適合審査は、建築基準法の建築確認・検査による（審査対象も整合させる） ・省エネ基準への適合確認が容易な場合（仕様基準）は省エネ適判を不要とし、併せて仕様基準の更なる簡素化・合理化を進める ・未習熟事業者を含め申請側・審査側の体制整備について十分な期間を確保し、万全を期す ・気候風土適応住宅について所管行政庁による各地域の実情を踏まえた要件設定の促進を図る ・新築の補助・税制・融資において基準適合を先行要件化し、義務付け環境を整備 等
	(2)省エネ基準の段階的引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保に関する現状と課題 ・2030年度以降新築される建築物についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能の確保を目指すとの政府方針 ⇒ そのために省エネ基準を段階的に引上げ ・各種誘導基準はZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に満たない状態、省エネ性能向上を誘導する住宅トップランナー制度について、分譲マンションは対象外 ・省エネ性能の高い建築物を選択しうる市場環境の整備が必要	・各種誘導基準についてZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能に引上げ ・住宅性能表示制度について省エネ基準を上回る多段階の等級を設定 ・住宅トップランナー制度の対象に分譲マンションを追加、住宅トップランナー基準の引上げ ・設計委託時における建築士から建築主への省エネ性能向上に関する説明の促進 ・建築物の販売・賃貸時における省エネ性能の表示制度の強化 ・未評価技術の評価方法の整備等 ・ZEH・ZEB等のより高い省エネ性能の建築物の普及促進に向けた関係省庁連携による支援 等
	(3)既存建築ストックの省エネ化等に関する現状と課題 ・省エネ基準に満たない住宅ストックが87%を占めており、省エネ改修による既存建築ストックの省エネ性能の向上を進める必要 ・形態規制の上限に近い状態で建築されている既存建築ストックは省エネ改修が困難	・増改築部分のみ省エネ基準への適合を求める合理的な規制に ・部分的・効率的な省エネ改修、耐震改修と合わせた省エネ改修や建替えの促進 ・省エネ改修について、補助・税制・機構融資を総動員して促進 ・省エネ改修等により高さ、建蔽率、容積率の限度を超えることが構造上やむを得ない建築物を特定行政庁が個別に許可する制度等の導入 等
	(4)建築物における再生可能エネルギーの利用の促進に関する現状と課題 ・建築物における再生可能エネルギーの導入拡大に向けては、地域の気候条件など地域の実情に応じた取組を進めていくことが有効 ・一部の地方公共団体において太陽光発電設備等に関する説明義務付け等の取組	・地域の実情に応じた再生可能エネルギーの利用促進を図るための制度の導入（建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等に関する説明義務、再生可能エネルギー利用設備の設置に際しての形態規制に関する特例許可） ・ZEH・ZEB等に対する関係省庁連携による支援、ZEH等の住宅は融資・税制においても支援 等
III. CO ₂ 貯蔵に寄与する建築物における木材の利用促進	(1)小規模木造建築物等の構造安全性を確認するための措置に関する現状と課題 ・省エネ化に伴い、階高を高くした建築物へのニーズが増加 ・一定の高さを超える木造建築物等には高度な構造計算及び構造計算適合性判定の追加的な手続きが必要 ・省エネ化等による小規模木造建築物等の重量化、大空間を有する小規模木造建築物等の増加に対応した構造安全性の確保が必要 ・小規模木造建築物等は、都市計画区域外で建築確認・検査の対象外、建築確認時には構造規定等の審査省略制度の対象 ・仕様が特殊で高度な構造計算による伝統的構法の木造建築物などにおける構造審査手続きが負担	・高さ16m以下の3階建ての建築物の構造計算の合理化と、これに合わせた建築士の業務区分の見直し ・建築物の重量化に伴う安全性の確保のため、構造安全性に関する基準の整備 ・構造安全性の基準や省エネ基準への適合を審査プロセスを通じて確実に確保するため、建築確認・検査の対象外の範囲及び審査省略制度の対象の範囲を縮小し、現行の非木造の対象の範囲に統一化 ・構造計算が必要となる木造建築物の面積規模を300㎡まで引き下げ ・構造設計一級建築士が関与した小規模な伝統的構法の木造建築物等について、構造計算適合判定資格者が建築確認審査を行う場合の手続きの合理化 等
	(2)中大規模建築物の木造化や、混構造などの部分的な木造化の促進に関する現状と課題 ・脱炭素社会の実現に向け、木材利用を促進する観点から中大規模建築物の木造化や建築物における部分的な木造化が有効	・中大規模木造建築物の防火規定の合理化（延べ面積3000㎡超を含めあらゆる木造化を可能とする） ・防火上区画した部分への防火規定の適用を除外し、木造化を可能とする ・防火上分棟的に区画された部分を別の建築物とみなして防火規定を適用 ・先導的な事業への支援 等
IV. CO ₂ 貯蔵に寄与する既存建築ストックの長寿命化	CO ₂ 貯蔵に寄与する既存建築ストックの長寿命化に関する現状と課題 ・増築時等の既存不適格建築物の改修時の遡及適用に係る緩和措置が限定的で、既存建築ストック全体の利活用が進まない一因となっている ・変更後の用途によっては、採光規定・防火避難規定等の一部の現行基準への適合のための改修工事が困難 ・コロナ禍に設置された応急仮設建築物の存続期限が概ね来年度より順次到来	・既存不適格建築物に対する防火避難規定・集団規定の既存部分への遡及適用の合理化 ・連担建築物設計制度等の対象に大規模の修繕・大規模の模様替を追加 ・明るさの確保を前提に、住宅の居室の採光上有効な開口部面積に関する規制の合理化 ・特定行政庁が安全上支障がないこと等を認める場合に、応急仮設建築物の存続期間を更に延長することを可能とする仕組みの導入 等
V. 引き続き検討すべき課題等	1. 非住宅建築物における質の向上を誘導する政策のあり方 2. ハードによらない代替策による安全確保のあり方や、用途変更時の合理的な手続きのあり方 3. 建築物への木材利用にあたって課題となる主要構造部規制以外の構造基準や内装制限等の規制等のあり方 4. 新材料・新技術の導入を促進するための制度のあり方 5. 社会環境の変化に対応した持続可能な市街地の実現に向けた集団規定のあり方 6. 官民の技術者の確保・育成、設計者等の技術向上、設計業務、工事監理、関連資格制度等のあり方	
VI. おわりに		国土交通省においては、本報告を踏まえ、必要な制度見直し等を速やかに実施し、地方公共団体と連携を図りながら、様々な社会的要請がある中で、建築行政に求められる役割を的確に果たすべき。